

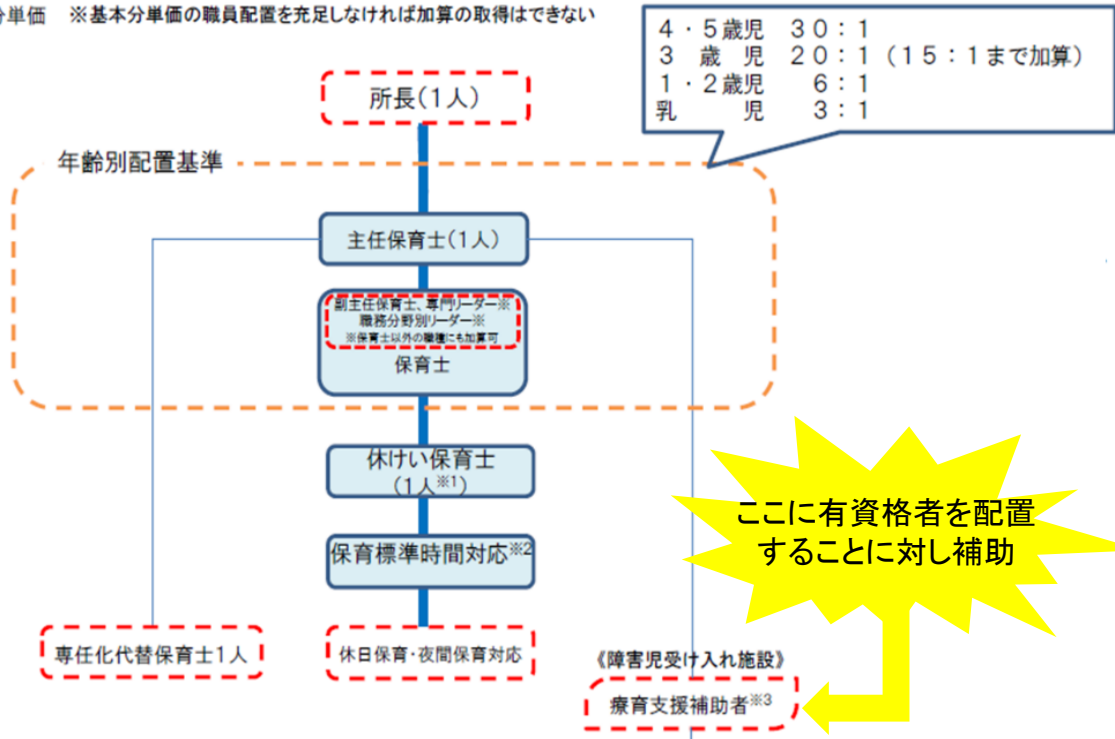
事業概要

保育所等における障がいを持つ児童の療育支援体制を強化するため、療育支援補助者として保育士を配置する施設に対し、配置に必要な経費を補助する。

- 【補助額等】 保育士等の雇用に係る人件費と基準額の小さい額から、療育支援加算額を除いた額
- 【基準額】 療育支援加算A適用施設 186,700円/月 (県短卒保育士3年目)
療育支援加算B適用施設 164,700円/月 (県短卒初任給)
- 【実施主体】 市町村
- 【対象施設】 私立の保育所、認定こども園及び幼稚園のうち療育支援加算適用施設
- 【負担割合】 県1/2、市町村1/2

私立保育所における職員配置のイメージ

□ : 基本分単価 ※基本分単価の職員配置を充足しなければ加算の取得はできない
 □ (赤線) : 加算



補助実績

○令和元年度
 12市町50施設
 (大垣市、関市、中津川市、美濃市他)
34,549千円

○令和2年度
 14市町63施設
 (大垣市、関市、中津川市、美濃市他)
42,264千円

○令和3年度
 16市町73施設
 (大垣市、多治見市、関市、中津川市他)
51,491千円

事業概要

■医療的ケア児を受入れを可能とするための体制(ハード・ソフト)を整備し、医療的ケア時の地域生活支援の向上を図る。

ハード面

○障害児受入促進事業

・既存の保育所等において、医療的ケア児を受け入れるために必要な改修や設備の整備(備品の購入等)を行う事業を行う経費を補助する。

- ・補助基準額 1施設あたり1,029千円
- ・補助率 国1/3、県1/3、市町村1/3

<厚生労働省保育対策総合支援事業費補助金(保育環境改善等事業 障害児受入促進事業)活用事業>

ソフト面

○医療的ケア児保育支援事業

・認定特定行為業務従事者を配置し、医療的ケアに従事させることや、医療的ケアを行うために必要な研修受講など医療的ケア児の受入れ体制の整備に係る経費を補助する。

- ・補助基準額
 - ①看護師等の配置 1施設あたり5,290千円 (加算要件あり)
 - ②研修の受講支援 1施設あたり300千円
 - ③補助者の配置 1施設あたり2,170千円
 - ④医療的ケア保育支援者の配置 1市町村あたり2,170千円 (加算要件あり)
 - ⑤ガイドラインの策定 1市町村あたり 560千円
 - ⑥検討会の設置 1市町村あたり 360千円
- ・補助率 国1/2、県1/4、市町村1/4

(補助率の嵩上げ要件を満たす場合は国2/3、県1/6、市町村1/6)

<厚生労働省保育対策総合支援事業費補助金(医療的ケア児保育支援事業)活用事業>

事業イメージ

